

商品概要説明書
スーパー定期貯金<単利型>

(平成30年4月1日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> (愛称：子育て世代応援定期貯金)
販売期間	・平成30年4月1日(日)～平成31年3月31日(日)
ご利用いただける方	・18歳以下の子供を養育する個人
期間	・定型方式 1年 自動継続(元金継続)のみの取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上300万円以下 ・1円
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日から満期日までの期間に応じたスーパー定期貯金の店頭表示利率に、0.05%上乗せした利率を満期日まで適用します。さらに、当JAで「児童手当」または「給与」をお受取りいただいている場合は、さらに0.20%を上記利率に加算します。 ・満期日以降の金利は、この定期貯金の自動継続時の店頭表示利率に上記利率を加算した利率を当該満期日まで適用します。ただし、この定期貯金の当該満期日に会員資格を喪失する可能性がある場合、当該満期日の自動継続はご利用いただけません。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 (2) 6か月以上1年未満 ……… 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話：059-354-8865)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県JAバンク相談所(電話：059-229-9104)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機</p>

	<p>関を利用できます。上記当 J A 金融部または三重県 J A バンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 総合紛争解決センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記三重県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この商品は、J A みえきた独自の企画です。 ・窓口のみでのお取扱いとなります。ATM（現金自動預払機）でのお預入れは、対象外となります。 ・お預け入れにあたっては、子育て世代応援定期積金の証書（子育て世代応援クラブ会員証）をご提示ください。 ・当 J A で「児童手当」または「給与」のお受取りをご利用いただいている方は、総合口座通帳等を提示いただきます。 ・当 J A で実施する他のキャンペーン等との併用はできません。 ・本商品は、金利情勢等の変化により、取扱期間中であっても、「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A みえきた